

- 合併により設立する法人が、設立登記の申請を行う際に必要とする書類は、存続する法人が変更登記を行う際に提出する書類とほぼ同じです。主な相違点は以下のとおりです。
  - ・「社会福祉法人合併による変更登記申請書」→「社会福祉法人合併による設立登記申請書」
  - ・「存続する法人の変更定款の添付」→「新たに設立する法人の定款」
  - ・「理事の就任承諾書」→「就任する理事の全員分の就任承諾書」

#### 5) 代表者などの変更登記

設立当初の役員によって選任された代表者は、定款の選任手続きに基づいて選任された役員でないことから、法人設立後、定款に基づき正規の理事を選任の上、理事会において代表者を互選により選任します。正規に選任された代表者が登記した代表者と異なる場合は速やかに代表権を有する者の変更の登記を行います。

#### 6) 合併による解散の登記

合併により消滅する法人の解散の登記申請は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する法務局（いわゆる登記所）を経由して、合併の登記の申請と同時に行います。

（「社会福祉法人の登記について」昭和 39.4.25 社庶第 28 号通知）

合併により消滅する法人の解散登記の申請には、解散の事由を証する書面を添付しなければなりません。（組合等登記令第 18 条）

#### 7) 不動産の登記

合併に伴い、合併後存続する法人又は合併後設立する法人は、土地、建物の不動産の権利が移転することとなることから、不動産登記を怠らないようにする必要があります。

（不動産登記法）

（参考）

登記・・・私法上の権利に関する一定の事項を第三者に公示するため、登記簿に記載し、権利の保護、取引の安全のために行われるものです。

法人登記・・・法人の目的、資産、代表者等の基本的な事項を登記簿に記載します。

不動産登記・・・不動産（土地、建物）の物理的な現況及び権利関係を登記簿に記載します。

#### 8) 従たる事業所を設けた場合の登記申請

従たる事業所を設けたときは、合併に必要な手続きが終了したときから 3 週間以内に従たる事務所の所在地において管轄の登記所へ登記を申請します。

### <事例解説>（吸収合併の事例）

調査事例によれば、登記申請で添付する議事録の体裁について指摘がありました。議決が必要な議題については、漫然と議事内容が記述されているだけでなく、「第〇号議案につき可決」と明確に記載されていることが求められました。

登記申請の書類を整えるには、一定の時間や労力が必要であり、ゆとりを持ったスケジュールを立てることが重要です。調査事例では登記手続きのスケジュールがタイトになり、苦労したようです。前広に担当窓口へ照会や相談を行うことが得策でしょう。

### <参考様式（実例）>

- 合吸 g - 1) 社会福祉法人合併による変更登記申請書（P 120 参照）
- 合吸 g - 2) 社会福祉法人合併による解散登記申請書（P 121 参照）
- 合新 g - 3) 社会福祉法人合併による設立登記申請書（P 122 参照）



#### <事例解説> (吸収合併の事例)

調査事例では、両法人ともITを活用したシステムを導入していましたが、合併後の経理処理は互いに口座を分けて別勘定で運営することとしたため、特段支障をきたすことはありませんでした。

統合作業では特に給与計算の統合が最も負担の大きい作業となりますが、調査事例では、職員の給与計算も別々に運営することとしたため、支障は生じませんでした。

## i) 職員の処遇の検討および説明

### <実施事項>

- ◆合併後の給与体系、勤務時間や休暇などについて検討し、給与規程や就業規則などの変更を行います。
- ◆合併後の各職員の役職や配置などを検討します。
- ◆全職員に対して合併後の処遇について説明を行い、理解を得ます。
- ◆職員の合意が得られた上で、就業規則については管轄の労働基準監督署に届出を出します。

### <補足説明>

#### 1) 給与体系、就業時間や休暇などの検討

##### ●給与体系の検討

職種ごとに基本給与や各種手当（超過勤務、休日勤務、通勤費など）の水準や給与体系について検討する必要があります。どちらかの給与水準に合わせる、といったことも一案ですが、互いの法人の給与水準に大きな隔たりがあれば、バランスを欠き支障が生じる可能性があります。その場合、複数の職種やコースを設けて、職員の希望に応じて選択させるなど、急激な変化を緩和し、柔軟な対応ができるようにすることも検討に値するでしょう。

また、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続が必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び共済加入者が不利益を被ることがないよう、独立行政法人福祉医療機構によく相談してください。

##### ●就業時間や休暇の検討

新たな就業時間や休暇の設定も検討する必要があります。互いの法人が同じ職種の場合、どちらかの就業時間や休暇に合わせる、といったことも一案ですが、職種が異なる場合、業務運営に支障が生じる可能性がありますので、給与の場合と同様に、就業時間や休暇が異なる複数のコースを設けて職員に選択させるといった方策も検討に値するでしょう。

なお、これらの検討にあたっては、理事や幹部職員だけでなく、職員の意見を聴取し、意見を反映させることも重要です。

#### 2) 合併後の職員の役職や配置の検討

合併後の職員の役職や配置を検討します。互いの施設が従来通り運営する場合は、職員の配置上重複がないため、大きな問題はないでしょう。ただし、求められる役割やポジションに応じて、互いの役職の整合性を図る必要があります（同じ「主任」でも、相互の施設での位置づけが異なれば、支障が生じる可能性があります）。

職員の配置が重複する場合は、全体バランスを考慮の上、配置を検討します。

#### 3) 職員への説明

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、全職員に対して説明を行います。これらの検討過程で、広く職員の意見を聴取し、意見を反映するようしておけば、説明時に職員の同意は得られやすいはずですが、説明会を複数回開催したり、別途相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことも重要です。

なお、労働組合が組織されている場合は、労使合意の手続きが必要です。合意書を労使間で取り交わします。

職員の合意が得られれば、管轄の労働基準監督署へ変更後の就業規則を届け出ます。

#### **<事例解説> (吸収合併の事例)**

調査事例では、両法人の職員の給与水準や就業規則はほとんど相違なく、相互の施設は従来通り運営するため、職員からは不満や不安の声はありませんでした。

当初は、人事交流を意図していたが、両事業の特性を鑑み、特段の人事交流を図らないこととしました。

#### **(新設合併の事例)**

最も合意形成や作業に労力を要したところでした。給与規定については、5法人の給与テーブルは公務員のために使用する共通のものを使用していましたが、運用面で法人毎に異なっており、現給を保証したうえで、新たな給与規定を作成しました。

## j) 利用者や利用者家族、地域への説明

### <実施事項>

- ◆利用者や利用者家族へ合併の説明を行い、理解を得ます。
- ◆地域へ合併の説明を行い、理解を得ます。

### <補足説明>

#### 1) 利用者や利用者家族への合併の説明

利用者や利用者家族に動揺を与えないよう、合併の目的や背景、合併後の運営などについて、家族会などを通じて全ての利用者家族へ説明し、理解を得るように努めます。どうしても参加できない利用者家族に対しては説明文を送付することも必要でしょう。

説明会で出された意見などは念のため議事録として記録を残すようにします。

#### 2) 地域への合併の説明

合併の際に、必ず地域へ説明しなければならない訳ではありませんが、地域の不安を解消するために、地域に対して説明会を実施することが望ましいでしょう。

説明会対象者は法人運営に関わる方たち（例えば児童福祉施設なら学校関係者）や地域の代表者（地区会長）などが想定されますが、法人の設立の経緯や背景、地域の事情などを勘案し、対象者を選定するようにして下さい。

説明会では、合併の目的や背景、合併後の運営などを説明し、質疑応答を交えながら、理解を得るように努めます。

説明会で出された意見などは念のため議事録として記録を残すようにします。

### <事例解説> (吸収合併の事例)

調査事例では、家族会を通じて利用者家族へ合併の説明を実施しましたが、家族からは特段異論は出ませんでした。消滅法人の種別は児童養護施設でしたが、その特性上、利用者家族から意見は出なかったのかもしれませんが、種別の特性によって、利用者家族からの意見に相違があることに留意すべきです。

調査事例では、地区会長、町議会議員、学校関係者、過去の法人役員を集めて地域説明会を実施しました。合併によって、地域から施設が撤退する訳ではないこと、合併する法人とは理念が共通すること、事業基盤が安定することなどを丁寧に説明し、特段問題なく理解を得ることができました。

### 3. 社会福祉法人における事業譲渡の手引き

### 3. 社会福祉法人における事業譲渡の手引き

#### (1) 事業譲渡の手続きの全体像

事業譲渡期日を10月1日とし、その年度1月から取組に着手した場合の実施事項と各スケジュールの目安を示す。

項目	実施事項	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
理事会・評議員会						★									★						★										
a 調査・検討の準備	事前協議					★									★						★										
	プロジェクトチーム設置																														
	覚書締結																														
b 事前調査	財務状況の確認																														
	人件費関連調査																														
	運営形態調査																														
	収支シミュレーション																														
	受入条件の検討																														
c 事業譲渡の合意	基本合意書締結																														
	事業譲渡契約書締結																														
d 定款変更	理事会の決議																														
	定款変更の申請																														
e 事業にかかる各種申請	基本財産処分申請																														
	補助金による財産処分申請																														
	既存施設の廃止申請、新施設の設置申請																														
	付随機能などの申請																														
f 資産移管	基本財産の譲渡																														
	基本財産以外の譲渡																														
	負債の譲渡																														
	登記移転																														
g 人事・労務関連	法人間の基本合意																														
	雇用条件の検討																														
	説明会の実施と同意取り付け																														
	退職者への対応の検討																														
h 規程・マニュアル類、システムなどの整備	規程・マニュアル類の整合性の確保																														
	委員会などの運営検討																														
	システムの整合性の確保																														
	各種名義変更など																														
i 利用者や利用者家族、地域への説明	利用者や利用者家族へ説明し同意を得る																														
	各利用者との再契約の締結																														
	地域へ説明し理解を得る																														

\* 関係行政への相談・照会は、上記スケジュールに示していないが、円滑な事務処理を進める上で、出来る限り早い段階で行うことが望まれる。理事会・評議員会の実施時期は★印で示したが、あくまで目安である。

\* 上記スケジュールは譲受法人の例であり、譲渡法人の定款変更の申請はこのスケジュールよりも前倒しとなるのでご留意願いたい。



## ○ 調査事例の概要

### ● 譲受法人の施設の概要

社会福祉法人A

種別：病院（総合病院（無料低額診療事業））

規模：764床

### ● 譲渡施設の概要

社会福祉法人B

種別：重症心身障害児（者）施設

規模：110床（定員100名、短期入所10名）

### ● 事業譲渡年月日：平成18年10月1日

### ● 事業譲渡にいたる背景・経緯

譲渡法人の譲渡事業の収益は比較的良好であったが、慢性的な医師不足に陥り、医師の確保が問題となっていました。また、診療報酬の改定により、今後収益ダウンが見込まれたため、譲渡法人では、事業の継続を最優先し、負債を抱える前に譲受法人へ事業譲渡の申し入れを行ったものです。

譲渡法人は譲受法人の出身者が立ち上げた法人であり、立地も隣接しています。従来から人事交流も行われていたこともあり、譲受法人の選定に迷う余地はありませんでした。

譲受法人においては救済の側面が強いが、施設の譲り受けに伴い、当該施設を療養病床から一般病床に変更し、既存の病院と同一医療機関として運営することが認められたため、当該施設の医師不足の問題を容易に解決でき、診療報酬改定による収益ダウンも緩和できました。重症心身障害児施設が新たに加わることで、サービスの拡充が図られることが大きなメリットとなりました。

## (2) 各手続きの解説

### a) 調査・検討の準備

#### <実施事項>

- ◆事業譲渡を行う法人間で事前協議を十分に行い、事業譲渡の目的や方針を確認します。
- ◆事業譲渡実施に向けた調査や協議を進めるための、組織を設置します。
- ◆事前調査を円滑に行うために覚書を締結することが望ましいです。

#### <補足説明>

- ・ 事業譲渡については、社会福祉法に事業譲渡の規定は設けられていませんが、法人の定款による手続きにより基本財産の処分として事業譲渡が認められる場合があります。
- ・ 社会福祉法人は社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、定款上基本財産として明記させるといった厳重な管理が行われています。
- ・ 基本財産は法人存立の基礎となるものであり、これを処分し、又は担保に供しようとする場合には、所轄庁の承認を受けなければ認められず、社会福祉法人の目的遂行上真に必要な場合に認められる取扱いとされています。
- ・ また、国庫補助事業により取得した財産は、各省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用等することを禁止しており、補助を受けた施設を事業転換又は事業譲渡等する場合、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ・ このように財産処分の承認については、個々のケースによりその実情が異なるため、個々に判断することとしているところですが、一方で、地域の需要に対応した福祉サービスの拡充の必要性等の観点から、既存の社会福祉施設の効率的な活用を図るため、社会福祉施設等の財産処分の承認手続の簡素化の措置が講じられています。
- ・ 具体的には、社会福祉施設の確保に際し、既存の社会福祉施設の効率的活用を図るため、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて整備された社会福祉施設等が無償により社会福祉法人へ譲渡し、同一事業を継続する場合に財産処分報告書により、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取扱い、財産処分の一形態として、事業譲渡が認められています。

(参考) 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成16年12月6日社・援発第1206017号3部局長通知)

#### 1) 事前協議の実施

事業譲渡の目的や方針を互いの法人で齟齬がないように十分協議し、すり合わせておきます。細かい事務レベルの検討は事前調査を終えてからになりますが、事業譲渡の目的や経緯、事業譲渡後の理念、譲渡する事業の現状や譲渡の条件、譲渡後の施設の運営方針、職員処遇のあり方など、事業譲渡の大前提となる事項については、事前に十分協議しておきます。

#### 2) 委員会などの設置

事業譲渡は、合併のように消滅法人の全財産が包括的に存続法人に当然に引き継がれるものではなく、取引法上の契約に基づき、契約の範囲で定めた財産が個別に移転するにすぎません。そのため、契約によって引き継ぐ資産や負債の内容を自由に決めることができますが、一方で、

移転する事業の財務状況を調査したり、移転する財産の範囲や条件を一つ一つ決めたりする必要があるため、一定の作業負担が発生します。

そのため、相互の法人で検討委員会などプロジェクトチームを組成した上で、各種調査や検討、協議を行っていくことが得策です。

### 3) 覚書の締結

円滑に協議を進めるためには、秘密保持契約を締結したり、譲渡法人が調査に協力するよう覚書を締結したりすることが得策です。

ただし、これらは必ず締結しなければならないものではなく、紳士協定で進める場合もあります。これらの締結の可否は双方の法人間で話し合っ決めて下ささい。

## <事例解説>

調査事例の譲渡法人では、譲渡する事業の収益は比較的良好でしたが、医師の確保が困難となり、また診療報酬の改定により収益ダウンが見込まれたため、事業の継続を優先し、事業譲渡を決断しました。財務が悪化する前に迅速に事業譲渡の意思決定が出来たことが、大きなポイントであったと思われます。

一方、譲受法人においては、規模が大きく医師も豊富であり、譲渡法人の医師不足の問題も容易に解決できる状況にありました。さらに、譲渡法人は譲受法人の出身者が立ち上げた法人であり、立地も隣接しており、従来から人事交流も行われていました。

これらの事情・背景から事業譲渡実施に向けた事前協議では大きな問題は生じず、円滑に協議が進みました。

譲受法人では、自前で大規模なプロジェクトチームを組成して検討を進めました。通常はこれだけのスタッフを揃えることが困難なため、外部専門家を活用することが一般的です。

- ・委員会：事務局（3名）、コアメンバー（15名）
- ・検討分科会：委員会メンバー＋7名
- ・作業分科会：検討分科会メンバー＋7～10名

## b) 事前調査

### <実施事項>

◆譲受法人は譲渡事業の現状を調査し、譲り受けの可否や譲り受けの条件を検討します。

### <補足説明>

#### 1) 事前調査の実施

譲受法人は、事業譲渡の可否を判断するために、譲渡事業の財務内容や運営形態などに大きな問題がないか適切に調査を行うことが必要です。調査を円滑に進めるためには、譲渡法人から前向きな協力を得ること、プロジェクトメンバーの要員を十分確保すること、外部の専門家（弁護士や会計士など）を活用することなどがポイントとなるでしょう。

ケースによって相違がありますが、主な調査項目は以下のとおりです。

#### ●財務状況の確認

譲渡法人に関する財務諸表を入手し、財務的な問題点や課題がないかを確認します。また、譲渡対象事業の基本財産に譲渡法人における他事業の抵当権が設定されていないか、あるいは簿外債務がないかも併せて確認する必要があります。必要に応じて監査法人へ調査を依頼します。

#### ●人件費関連

譲渡事業に関する職員を受入れる場合、事前に移籍対象者と譲受法人の職員の給与バランスや人件費増加に対する費用対効果などを確認する必要があります。その為、事業譲渡の事前調査の段階で人件費に関わるシミュレーションを実施し、問題点や課題の確認を行うことが重要です。

#### ●運営など

事業譲渡後の運営について具体的方向性やそれによって享受されるメリット・デメリットを事前に検討しておくことが重要です。

場合によっては運営形態の変更（事例解説参照）も含めて検討します。その際、第1種社会福祉事業については、設置義務及び許認可権を持つ都道府県などの行政の意向や要望を十分に踏まえることが必要となります。

また、事業譲渡を行う一方で事業の一部を廃止するような場合は、介護保険事業など都道府県（市町村）事業計画に影響も生じるため、事前に関係行政機関とよく相談することが必要です。

#### ●収支シミュレーション

事業譲渡後の収支シミュレーションを実施し、将来的に財務面で影響を及ぼす内容について調査を行います。特に運営形態を変更する場合や報酬の改定が予定されている場合など、事業譲渡の前後で収支に大きな変化がある場合は、それらの要素を織り込んだ上で収支シミュレーションを行います。前年度黒字であった事業が、運営形態の変更や報酬改定等の影響を受けて突然運営が厳しくなるという事態も想定される為、留意が必要です。

#### 2) 譲り受け可否および譲り受け条件の検討

調査結果を踏まえ、譲り受け可否の検討を行います。また、譲り受ける場合は、譲渡後の事業が円滑かつ効率的に運営するための各種要素（許認可の追加など）について整理を行います。その内容をもとに譲渡法人に対して事業を譲り受ける際の条件を提示します。

#### 3) 所轄庁等への事前相談・協議

事業譲渡は、補足説明でも触れたとおり、基本財産の処分を伴うことから、所轄庁の承認や

国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる厚生労働大臣の承認、さらには、福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。

このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。

## <事例解説>

調査事例では、事前調査を入念に行い、病床種別の変更や譲り受ける施設を既存病院と同一医療機関として運営することが行政から認められたため、円滑に協議が進みました。さらに、譲渡事業の収益改善が見込まれたことも譲り受けを承諾するポイントとなりました。

### ●財務状況

譲渡事業の財務状況は健全でしたが、診療報酬改定によって収益が大幅ダウンすること、さらに医師の確保が困難であったことが事業を譲渡する要因でしたが、以下の通り解決を図ることができました。

### ●人件費関連

両法人の職員給与に差がなく、想定以上の人件費負担は発生しませんでした。

### ●運営など

#### ・運営形態の変更

譲渡事業の区分は療養病床でしたが一般病床への変更が認められたため、診療報酬改定による大幅な収益ダウンを緩和することが可能となりました。

#### ・既存病院と同一医療機関として運営

譲り受ける施設は譲受法人の病院と道路を隔て立地していましたが、別病院として運営するのではなく、既存の病院と同一医療機関とすることが認められました。これにより新たに医師を追加補充することなく、既存病院の医師で運営することが可能となりました。

### ●収支シミュレーション

上記のとおり、譲渡事業の収益を改善することができたため、収支上問題がないことを確認できました。

## c) 事業譲渡の合意形成

### <実施事項>

- ◆相互の法人で事業譲渡の大枠が合意できれば、基本合意書を作成し、締結することが望ましい。
- ◆事業譲渡の条件や内容が確定的になれば、事業譲渡契約を作成し、締結することが望ましい。

### <補足説明>

#### 1) 基本合意書について

事前協議や事前調査が終了し、相互の条件について合意したところで、基本合意書を締結することが望ましいでしょう。

様々な事項を協議し、事務レベルに至るまで調整を図るには、相当な作業が伴いますので、それらが円滑に進められるよう、基本条件の大枠を合意書の形で締結した上で、詳細を協議・調整を行うようにすれば、効率的に進めることが期待できます。

なお、基本合意書は必ず締結しなければならないものではありません。その要否は双方の法人間で話し合って決めるようにして下さい。

#### 2) 理事会及び評議員会での議決

互いの法人の理事会で基本財産の取得（処分）について議決を得るとともに定款で評議員会の議決を必要としている場合は、評議員会においても議決を得るようにします。

なお、これらの議決は議事録として記録を残すことが必要です。

特に、基本財産を処分しようとするときは、定款で定めるところにより、理事総数の2/3以上の同意を得て、所轄庁の承認が必要です。

#### 3) 事業譲渡契約について

事業譲渡の条件や内容が確定的になり、行政との調整に目処がついた段階で、事業譲渡契約書を作成します。事業譲渡契約書は、法律上必ず作成しなければならないものではありません。しかし、事業譲渡の重大性や、後日の紛争を防ぐために作成し、調印することが一般的です。

なお、株式会社では事業譲渡を実施する際には株主総会の議決や取締役会の議決を要します。

社会福祉法人は、法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行うこととされており、事業譲渡契約は、基本財産の処分、予算外の新たな義務負担等が発生することから、事業譲渡契約を締結する際には事前に双方の理事会および評議員会で事業譲渡の承認を議決しておくことが必要です。

### <事例解説>

調査事例では、相互の法人が親密であったことから、基本合意書の締結は行わず、紳士協定に基づいて、事業譲渡契約締結に向けて検討、作業を進めました。

### <参考様式（実例）>

譲c) 事業譲渡契約書（P124 参照）

## d) 定款の変更

### <実施事項>

- ◆譲渡法人では、譲り渡す事業について、「事業の廃止および基本財産の処分」を理事会で議決し、所轄庁へ定款変更を申請します。
- ◆譲受法人では、譲り受ける事業について、「事業および基本財産の追加」を理事会で議決し、所轄庁へ定款変更を申請します。

### <補足説明>

#### 1) 譲渡法人の定款変更の議決

事業を譲り渡す法人は、譲渡事業に関して事業の廃止および基本財産の処分など定款変更に必要な事項について理事会（理事総数の 2/3 以上の同意が必要）で議決します。評議員会の議決が必要な場合は、同じく評議員会で議決します。これらは議事録に記録を残すようにします。

#### 2) 譲受法人の定款変更の議決

事業を譲り受ける法人は、譲渡事業に関して事業および基本財産の追加など定款変更に必要な事項について理事会（理事総数の 2/3 以上の同意が必要）で議決します。評議員会の議決が必要な場合は、同じく評議員会で議決します。これらは議事録に記録を残すようにします。

なお、譲渡法人において「事業および基本財産の処分」の定款変更の議決が済んでいなければ、譲受法人の「事業および基本財産の追加」の定款変更の申請ができません。スケジュールに留意する必要があります。

#### 3) 定款変更申請

譲渡法人、譲受法人ともに定款変更を所轄庁へ申請します。

申請に必要な書類は以下のとおりですが、譲渡事業の内容や定款変更の内容によって添付する書類に違いがありますので、事前に所轄庁へ照会・相談するようにして下さい。

- ・社会福祉法人定款変更認可申請書
  - ・理事会議事録
  - ・評議員会議事録
  - ・現行の定款
  - ・変更後の定款
  - ・事業計画書
  - ・収支予算書（2ヵ年）
  - ・事業譲渡契約書
  - ・施設長就任書・履歴書
- （参考）社会福祉法第 43 条、社会福祉法施行規則第 3 条、4 条

### <事例解説>

ケースによって相違はありますが、定款変更の認可を受けるまで一定の時間を要することがありますので、ゆとりを持ったスケジュールを立てることが大切です。

### <参考様式（実例）>

譲 e-1) 社会福祉法人定款変更認可申請書（P 126 参照）

## e) 事業にかかる各種申請

### <実施事項>

- ◆譲渡法人は、譲渡事業の基本財産について、財産処分の申請を所轄庁に行います。
- ◆また、譲渡事業に対して国および都道府県から補助金交付を受けている場合、譲渡法人は財産処分の申請を行います。
- ◆譲渡法人は、譲渡事業について施設の廃止申請を行い、譲受法人は、譲り受けた事業について施設の設置申請を行います。
- ◆その他譲渡事業に付随する機能について申請が必要な場合は、それらについて担当窓口へ必要な申請を行います。

### <補足説明>

#### 1) 基本財産処分の申請について

譲渡法人が財産処分を行う際、基本財産について理事会での議決（及び評議員の議決）をした後に、所轄庁の承認を得る必要があります。

承認に必要な主な書類は以下のとおりです。

- ・財産処分承認申請書
- ・理事会（評議員会）の議事録
- ・財産目録
- ・処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- ・対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）

#### 2) 補助金による財産処分の申請について

##### ①財産処分の承認申請

国庫補助により取得した財産で、②の財産処分の簡素化措置が認められるものを除き、財産処分は定款に定められた所定の手続きを経て、当該処分についての承認申請を作成し、所轄庁へ提出しなければなりません。

添付書類の様式を所轄庁で用意している場合がありますので、担当窓口へ照会しつつ書類作成を進めてください。また、事業譲渡の趣旨、目的、背景など所轄庁の窓口の説明し、適宜相談し、円滑な申請が行えるようにすることが必要です。

承認に必要な主な書類は以下のとおりです。

- ・財産処分承認申請書
- ・財産処分の概要
- ・既存施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの）
- ・既存施設の写真
- ・老朽度調書又は現存率評価調書
- ・評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）
- ・国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（ない場合は交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- ・総事業費を確認できる決算書等
- ・その他参考となる資料

##### ②国庫補助事業により取得した財産処分報告書の提出

社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の交付を受けて整備された社会福祉施設等を無償により他の社会福祉法人に譲渡し、引き続き同一事業を継続して実施しようとする場合、譲渡しようとする法人は補助金申請の窓口となる都道府県に対し、財産処分報告書を作成し提出する必要があります。



この報告は財産処分の前に行う必要があり、報告事項の記載不備など必要な要件が具備されていない場合認められないこともあるので、補助金申請の窓口となる都道府県へ相談の上、手続きを行う必要があります。

報告に必要な主な書類は、以下のとおりです。

- ・財産処分報告書（処分内容、経過及び処分内容等を記載）
- ・対象施設の図面（国庫対象部分、面積を明記）
- ・対象施設の写真
- ・国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- ・その他参考資料

なお、間接補助事業については、都道府県が当面の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働省が別に定める期間を経過するまで財産処分の制限の条件が付されることがあることに注意が必要です。

財産処分報告書により報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取扱い、財産処分報告書は、当該都道府県の区域を所管する地方厚生局に提出します。なお、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。

（参考）社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について（平成12年3月13日社援第530号3局1部局長通知）

### 3) 施設の廃止申請および設置の届出

事業譲渡により運営法人が変更となる場合、譲渡法人において施設の廃止申請を行い、譲受法人では施設の設置申請を行う必要があります。

なお、譲渡事業を途切れさせずに継続して運営するためには、廃止の認可と設置の認可に間をおかないよう、申請先と前広に相談しつつ、スケジュールの調整を図ることが必要です。

申請に必要な事項や申請先は種別や業務内容によって相違がありますので、所轄庁をはじめ担当窓口にご相談するようにして下さい。

（参考）社会福祉法第62条、第63条、第64条

### 4) 付随機能の申請

その他譲渡事業に付随する機能について申請が必要な場合は、譲渡事業本体と同様に各種申請を遅滞なく実施します。

例：譲渡法人内に設置された施設内保育園の運営について、施設の譲渡とともに譲受法人で活用する場合の保育所の廃止および設置申請

## <事例解説>

調査事例では、「重症心身障害児施設（児童福祉法に基づく障害児施設）」を譲り受け、既存病院の一部として組み入れた上で、療養病床から一般病床へ変更し、同施設で実施する事業を継続することとしました。その際の主な申請は以下のとおりです（既に説明した定款変更や登記などに関する申請は除きます）。

### 譲渡施設の廃止および申請

都道府県

- ・ 児童福祉施設廃止申請および設置申請
- ・ 指定申請（障害児施設、短期入所障害福祉サービス、生活介護障害福祉サービス）

市町村（保健所）

- ・ 病院構造設備使用に関する申請
- ・ 給食施設届出

地方社会保険事務所

- ・ 障害者施設等入院基本料の受理に関する届出
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算の受理に関する届出
- ・ 入院時食事療養／生活療養Ⅰの受理に関する届出
- ・ 保険医療機関に関する届出

### 補助金における財産処分申請

都道府県

- ・ 財産処分申請

\* 財産処分の申請については、以下の条件つきで承認がなされました。

⇒ 処分する財産によって収入（評価額を含む）があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

⇒ 財産の処分を完了したときは、1ヶ月以内にその事実を証する書類を県に提出すること。

### 付随機能の申請

市町村

- ・ ○○市重症心身障害児通園事業委託契約

## <参考様式（事例）>

譲 e-2) ○○施設廃止承認申請書及び○○施設設置認可申請書（P 128 参照）

譲 e-3) 財産処分申請書（P 130 参照）

## f) 資産移管

### <実施事項>

- ◆基本財産の所有権移転を目的とした契約を締結します。
- ◆基本財産以外の譲渡について、各資産の現状および現品の有無を確認し、移転の可否を定めた上で、契約を取り交わします。
- ◆譲渡事業に負債がある場合は、債権者に対して債務引受の手続きを行います。
- ◆登記変更が必要な資産については、登記所へ登記の変更手続きを行います。

### <補足説明>

#### 1) 基本財産の譲渡

事業譲渡は、特定の事業に関する組織的な財産を他の社会福祉法人に譲渡することであり、単なる物質的な財産（土地、建物など）だけでなく、事業に必要な有形的、無形的な財産すべての譲渡を示します。

このため、各社会福祉法人間の合意を確認するため、書面をもって事業譲渡にかかる契約を行うことが一般的です。P52の事業譲渡の合意形成でも触れていますが、法律上必ず作成しなければならないものではありませんが、後々のトラブル防止にもなるため、事業譲渡に関する契約を締結することが望ましいでしょう。

事業譲渡契約において、定める必要が予想される事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産）、雇用契約関係の承継など、双方の法人間で協議し、その詳細を決める必要があります。

なお、事業譲渡は、基本財産の処分を伴うことから、事業譲渡契約を交わす前に所轄庁に相談し、所轄庁との調整に目処がついた段階で、事業譲渡契約を行う必要があります。

所轄庁では、基本財産が法人存立の基礎となるものであることから、現状のままでは事業目的の達成が著しく困難と認められる場合、あるいは当該事業を事業譲渡又は事業譲受しても、当該法人の運営に支障を来さないと認められる場合など、幅広く検討を加え、財産処分の適否が判断されることとなります。

#### ● 抵当権の解除

譲渡資産の中に、譲り受ける事業とは別の借入金に対する抵当権が設定されている場合があります。その取扱いについては、相互の法人で協議することになりますが、通常は譲渡法人にて当該抵当権を解除するよう取り計らうことが一般的です。

#### ● 時価計上

無償譲渡の形態ではありますが、譲受法人は譲り受けた基本財産を時価で資産計上する必要があるので留意します。（譲渡法人での簿価ではありません）。

（参考）社会福祉法人会計基準（資産の評価）

第22条 資産の評価は、取得価額をもって行うものとする。

2 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時に於ける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。

3 交換により取得した資産の評価は交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。

## 2) 運用財産の譲渡

運用財産の資産（基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産）の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものはみだりに処分しないこととされていることから、各資産の現状及び現品の有無などを確認の上、譲渡対象についても基本財産の移転の場合と同様に契約を締結することが必要です。

## 3) 負債の譲渡

### ●債務引受手続き

債務引受とは、譲渡法人から譲受法人に債務を移転すること（免責的債務の引受\*の場合）になります。したがって、債権者からの承認を得る必要があります。

例として、福祉医療機構からの借入金がある場合の提出資料をまとめました。ただし、ケースによって違いがありますので、担当窓口にて照会・相談するようにして下さい。

- ・債務引受申込書
- ・債務引受理由書
- ・債務引受前の法人の定款（写）及び法人登記簿謄本・法人印鑑証明書
- ・          "          の財産目録
- ・          "          の理事会議事録（債務引受に関するもの）
- ・債務引受後の法人の定款及び法人登記簿謄本・法人印鑑証明書
- ・          "          の役員名簿・役員の履歴書・就任承諾書（写）
- ・          "          の合併後財産目録
- ・債務引受申込者と現債務者との無償譲渡契約書の写
- ・債務引受後担保物件の登記簿謄本（写）
- ・債務引受後の償還計画書及び償還財源内訳書
- ・債務引受後の当機構償還口座及び振り込み案内の送付先住所
- ・譲受法人の決算書等（財務状況のわかる資料）  
（分離独立の場合は創設法人の認可申請書およびその許可書（写）が必要）

### \*免責的債務の引受

債務が同一性を保ちつつ新債務者（譲受法人）に移転し、元の債務者（譲渡法人）が債権債務関係から離脱する債務引受のこと。

## 4) 不動産の登記移転

土地、建物の不動産の権利を移転する必要が生じるので、譲渡契約の締結が完了した段階で、登記所へ変更登記の手続きを行う必要があります。

債務とともに不動産を譲り受けた場合は、債務引受手続きと併せて債務者変更登記も必要になります。

## <事例解説>

調査事例では、紳士協定で協議が進んだため、事業譲渡契約を締結しませんでした。代わりに、基本財産については財産無償譲渡契約を締結し、その他資産については財産無償譲渡契約に付帯する形で覚書を取り交わしました。いずれにせよ、書面によって移転する資産と条件を明確化することは不可欠です。

流動資産については、移転の可否を明確に線引きすることが困難なものがあり、特に現預金の移管金額については幾度も協議を重ねることになりました。移管資産の協議については、十分な協議時間を確保しておくことが重要です。

流動負債は一切引き受けず、固定負債は譲渡事業における長期設備投資金借入金および退職給与引当金のみ引き受けたため、債務引受手続きは福祉医療機構、その他金融機関1社で済みました。負債の引受けでは、手続きの効率化も考慮することが得策です。